

英国、米国、カナダ、豪州における規制インパクト分析(RIA)の枠組みの比較

	英国	米国	カナダ	豪州
分析の名称	Regulatory Impact Assessment	Economic Analysis	Regulatory Impact Analysis	Regulation Impact Assessment
分析実施の根拠	内閣の方針	Executive Order 12866(一部、法律による特定の分析の義務付け)、個々の規制法において費用便益分析が義務付けられている例もあり	財務委員会の決定	内閣の方針、個々の規制法において費用便益分析が義務付けられている例もあるとされる
分析の対象とされる範囲	事業に影響を及ぼす法律と下位法令 議員立法に対しても実施を推奨	法律により禁止されている場合を除き、100 百万米ドル/年以上の影響をもたらす下位法令	連邦の全下位法令(低費用の法令は簡易テスト、50 百万加ドル/年以上の現在価値費用を伴う法令は費用便益分析)	事業に影響を及ぼす法律、下位法令、決定
規制インパクト分析の公表及び意見聴取等	政府内・外部利害関係者(事業者、市民団体等)、国民一般との意見交換に際しドラフトを提示 最終案は法令案が国会へ提出された後に公開	ドラフト(パブリックコメント募集)及び最終案を官報掲載 分析部分を別冊として官報とは別に公表(ホームページ等)する場合もあり	(利害関係者との意見交換はなるべく早い段階から行うことを推奨) 官報第一部にドラフトを提示(パブリックコメント募集)、第二部に最終案を提示	利害関係者との意見交換に際しドラフトを提示、意見交換(パブリックコメントを含む)を踏まえた最終ドラフトが閣議へ提出 閣議後必要な修正をし、最終案作成(後に法律案と併せ国会提出)
分析実施者、分析の質のレビュワー	規制担当部局が実施、各省の Better Regulation Unit がレビュー	規制担当部局が実施、OMB の Office of Information and Regulatory Affairs(OIRA)がレビュー	規制担当部局が実施、主に Treasury Board がレビュー	規制担当部局が実施、Productivity Commission の Office of Regulation Review のレビュー
分析の基本原則(注)	選択肢間で便益と費用を比較、可能な場合は純便益(便益-費用)算出	純便益(便益-費用)が最大の施策案を選択	純便益(便益-費用)が最大の施策案を選択	選択肢間で便益と費用を比較
分析書等に記載される項目	①目的と、手段の意図する効果 a)論点と目標 b)リスク評価 ②考えられる代替手段 a)選択肢 b)公平及び公正に係る論点 ③便益 a)便益 b)便益の数値化、貨幣価値化 ④事業者等の規制遵守費用 a)影響を受ける産業部門 b)「典型的」事業者の規制遵守費用 c)規制遵守費用の総額 ⑤小規模事業者との意見交換 ⑥他の費用(政府の費用等) ⑦意見聴取の結果 ⑧要約と結論	(案件毎に、内容はほぼ同等だが項目建ては様々。また、「考えられる代替手段」の独立した項は通常ないが、何らかの分析が行われている例が多い。) ①背景 ②産業の概要 ③便益(リスク評価を含む) ④規制遵守費用 ⑤規制の柔軟性(Regulatory Flexibility Actに基づき小規模企業への影響を分析) ⑥資金的裏付けのない負担の見直し(Unfunded Mandates Reform Actに基づき地方政府の負担を分析) ⑦ペーパーワーク削減(Paperwork Reduction Actに基づき対象者の情報収集・資料作成費用を分析)	①問題の記述 ②考えられる代替手段 ③便益と費用の分析 ④意見聴取 ⑤遵守の仕組みと施行	①問題点(リスク評価を含む) ②目標 ③考えられる代替手段 ④影響分析(便益と費用の分析) ⑤意見聴取 ⑥結論と推奨する選択肢 ⑦実施及び見直し(遵守の仕組みや施行も含む)

	英 国	米 国	カナダ	豪 州
	⑨施行、制裁、監視、見直し	⑧意見聴取（パブリックコメント等）の概要		
RIA ガイドライン等の特徴	<p>①平易に記述されている。ただし、非常に簡素なため、具体的には The Green Book 等を参照する必要がある。</p> <p>②規制遵守費用の把握をより重視している印象。</p> <p>③ただし、全ての効果を貨幣価値化ないし数値化することは不可能である旨を記述。</p>	<p>①経済学的に見て厳密な用語使用・説明が行われており、多少難解。</p> <p>②費用便益分析の具体的な手法は多様。</p> <p>③全ての効果を貨幣価値化ないし数値化することは不可能である旨を記述。</p> <p>④技術的に単純な規制（排気口に機器を設置、従業員・管理職者への訓練の義務付け等（ただし、これらが低費用とは限らない）については均衡分析を含む非常に詳細な費用便益分析が行われる場合もある。</p>	<p>①平易に記述されている。</p> <p>②企業の規制遵守費用分析についても詳細なガイドラインあり。</p> <p>③全ての効果を貨幣価値化ないし数値化することは不可能である旨を記述。</p> <p>④小規模事業者への影響の分析は明示的には求められていない。</p> <p>⑤実事例は、定性的分析に留まるものがほとんど（低費用の規制がほとんどということか。）。</p>	<p>①平易に記述されている。</p> <p>②使用すべき社会的割引率が記されていない。</p> <p>③全ての効果を貨幣価値化ないし数値化することは不可能である旨を記述。</p> <p>④税制についても、明示的に規制インパクト分析の枠組みの中に含まれている。</p>

注：どの国のガイドラインでも、便益と費用の比較や純便益の評価において、数値化や貨幣価値換算は「できる限り」行い、定性的な要素も考慮することとされている。ただし、便益と費用を分析する際の具体的な手法としては、費用便益分析や費用効果分析が示されている。

なお、個々の事例を見ると、数値化・貨幣価値換算の困難性に応じて、定性的分析に留まっているものも少なくない。

出所：通商産業省・政策評価研究会「政策評価の現状と課題～新たな行政システムを目指して～」P.12～13の表を通商産業省大臣官房政策評価広報課において一部改定した資料。